

(別 紙)

空襲被害者等の救済と補償を求める意見書（案）

2026 年はアジア太平洋戦争の終結から 81 年目を迎える。日本軍国主義の侵略戦争によって引き起こされた爪痕は、アジア諸国だけでなく、日本国内にもいまだに深い傷跡を残している。その最たるものが、戦中、日本国内 400 以上の市町村で無差別に行われた米軍による空襲である。原爆の犠牲者を含め、およそ 50 万人もの民間人の命が奪われた。日本政府による実態調査が行われていないために、正確な犠牲者数はいまだ不明である。

「戦後 80 年」まであと 1 年となった 2024 年 8 月、空襲などの戦争被害者 4 団体は、残された戦後処理問題の解決を求める要請書を政府に提出した。さらに 2025 年 4 月にも、アジア太平洋戦争中の空襲による民間人被害者を救済する法律の制定を求める全国空襲被害者連絡協議会（全国空襲連）の集会がもたれ、政府の政治決断を強く求めた。

日本各地への空襲は、無防備都市に対する無差別攻撃であり、当時も国際法違反であった。その意味では、空襲被災者はハーグ陸戦条約第 3 条により国際法違反の空襲を行った米国政府に請求する権利があったが、日本政府はサンフランシスコ講和条約によって、米国への賠償請求を放棄し、空襲被害についても、国際法上の外交保護権を放棄した。

また、日本政府は戦時中の 1937 年に防空法を制定し、1941 年 11 月の改定で退去禁止と消火義務を追加した。違反者の処罰も規定し、空襲時には「逃げるな、火を消せ」と命じた。大阪地裁と同高裁は、国策によって国民が危険な状態に置かれた事実を認めている。

日本政府が空襲被害者の救済に全面的に責任を負うべきことは当然である。ところが、「戦争の犠牲や損害は、非常事態のもとでのことであり、国民がひとしく受忍しなければならなかった」（戦争被害受忍論）などと空襲被害者への補償を拒否し続けてきた。その一方で、旧日本軍人・軍属に対しては、これまで総額約 60 兆円にも及ぶ補償金が支払われてくるなど、ダブルスタンダード（二重基準）の姿勢を取り続けている。

日本弁護士連合会は 2015 年、政府に対して空襲被害者等援護法を速やかに定める要望を提出し、2020 年には特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給に関する法律の早期制定を求める会長声明を出している。

超党派の国会議員で構成する「空襲議連」は 2021 年 3 月の総会で、「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（要綱）」を承

認。①特別給付金を「特定戦災障害者等」(P T S D = 心的外傷後ストレス障害を含む)に支給する、②政府は空襲等による被害に関する実態調査および追悼施設の設置を行うことを求めている。これらの課題は、政治が決断すればすぐにでも実現できるものである。「空襲議連」は、2025年4月の「全国空襲連」の集会にも参加している。

よって、国においては、空襲被害者等の救済の責任は日本政府が全面的に負うべきであり、政治決断で直ちに実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日
高松市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
財務大臣		